

第47回農地総会議事録

開催日時	令和3年5月7日（金） 午後2時45分から
開催場所	高知市役所たかじょう庁舎6階 会議室
出席委員	大崎 恭寿・池澤 誠・西本 統洋・加藤 孝幸・廣井 千里 中島 義幸・久保田 彦昭・森田 浩明・大野 哲・竹内 佳代・中島 正根 山本 和正・前田 真作・上田 博・久保 壽美男・川澤 一博・矢野 強 以上17名
欠席委員	中村 富喜 以上1名
事務局出席者	加藤事務局長・近森次長・竹内係長・柏井主任・島田主任 谷川主任 以上6名
議題	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件 第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件 議案外（報告） <ul style="list-style-type: none">・ 農地法第3条の3の規定による農地取得届出の件・ 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の件・ 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の件・ 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件・ 非農地証明願の件
備考〔添付書類〕	○第47回農地総会議案書 ○現地案内図 ○議案関連資料 ○転用許可等の結果について（報告） ○今後のスケジュール（予定）

開 会 議 長	(上田博が議長となり、挨拶して開会を宣す。(午後2時45分)) ただ今より第47回農地総会を開催いたします。
委員出欠状況報告 議 長	欠席委員の報告を行います。欠席委員は中村富喜委員の1名です。委員総数18名中、17名の出席です。過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、本日の農地総会が成立することを、ご報告いたします。
議事録署名委員指名 議 長	総会会議規則第23条第2項におきまして、議事録には議長及び総会において定めた2人以上の委員が署名しなければならないと定められております。 私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。
委 員 議 長	(異議なし) ご異議なしとのことですので、私の方で指名させていただきます。 署名委員は、大崎恭寿委員、竹内佳代委員の2名にお願いいたします。
議 事 議 長 柏井主任	ただいまから議案の審議を行います。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件を議題といたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。 今月は、5件の申請が出されております。議案書は2ページをご覧ください。 案件1は、土佐山桑尾、その他の区域、畑、186m ² 外1筆、合計343m ² を、譲受人の経営拡大のため、売買により所有権を移転するという内容の申請です。 現地案内図は、No.1をご覧ください。ピンクに塗っている部分が申請地です。 申請書の別添によりますと、譲受人は経営する農地は全て耕作しており、今回の申請地では、野菜を栽培する予定であるとのことです。 農機具については、耕耘機など5台の大農機具を所有しているとのことです。 譲受人は農作業の経験があり、農業に常時従事しており、他に妻と長女も農作業に従事しており、また今後は長女が営農の主体となる予定であり、取得後は効率的な利用ができるとのことです。 周辺農地への影響については、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農をするため特に影響がないと考えることです。 続きまして案件2は、土佐山桑尾、その他の区域、登記地目田、現況畑、653m ² を、譲受人の経営拡大のため、売買により所有権を移転するという内容の申請です。 現地案内図は、No.2をご覧ください。ピンクに塗っている部分が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は経営する農地は全て耕作及び保全管理しており、今回の申請地では、野菜を栽培する予定であるとのことです。

農機具については、トラクターなど5台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、農業に常時従事しており、他に妻も農作業に常時従事しており、また必要に応じて臨時で雇用しており、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、水利が切れており水稻栽培ができないため、畑作利用を予定しており、農薬使用については、地域基準に従い営農をするため特に影響がないと考えるとのことです。

なお、申請地は未相続地となっておりますが、遺産分割協議書が添付されており、譲渡人が相続人であることを事務局にて確認しております。

続きまして案件3は、春野町西分、市街化調整区域、登記地目田、現況畠 806 m²外1筆、合計 2,790 m²を、部分贈与、いわゆる生前贈与により所有権を移転するという内容の申請です。

現地案内図はNo.3、No.4をご覧ください。それぞれピンクに塗ったところが申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は農作業の経験があり、農業に常時従事しており、他に夫も農業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。なお、今回の申請地では水稻及び果樹を栽培する予定であるとのことです。

農機具については、トラクターなど8台の大農機具を所有しているとのことです。

周辺農地への影響につきましては、地元の水利調整の取り決めを遵守するとともに、農薬の使用方法等について、周辺地域と同様の耕作を行うため、特に悪影響を及ぼす恐れはないとのことです。

なお、譲受人は日高村在住のため、日高村農業委員会の交付した耕作証明により、申請に必要な下限面積を満たすことを確認しております。また、譲受人の経営農地は日高村の農地であるため、耕作状況について日高村に照会したところ、所有もしくは借りている農地についてはすべて耕作中との回答を得ております。

続きまして、案件4と議案書3ページにまたがります案件5は譲受人が同じ関連案件となっておりますのでまとめて説明いたします。

案件4は、春野町森山、市街化調整区域、田、862 m²を、案件5は同じく春野町森山、市街化調整区域、田、165 m²外2筆、合計 692 m²を、いずれも経営拡大により所有権を移転するという内容の申請です。現地案内図はNo.5をご覧ください。ピンクに塗ったところが案件4の、緑に塗ったところが案件5の申請地です。

	<p>申請書の別添によりますと、譲受人は現在所有及び借り入れている農地を全て耕作しており、今回の申請地では水稻を栽培する予定であるとのことです。</p> <p>譲受人は農作業の経験があり、農業に常時従事しており、他に義理の母も農作業に常時従事しているので、取得後は効率的な利用ができるとのことです。</p> <p>農機具については、トラクターなど3台の大農機具を所有しているとのことです。</p> <p>周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等について、周辺地域と同様の耕作を行うため、特に悪影響を及ぼす恐れはないとのことです。</p> <p>以上、全ての案件につきまして、農地法第3条第2項各号の規定には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</p> <p>なお、申請地については、担当区域等の農地利用最適化推進委員に確認をいたしております。</p> <p>以上で、第1号議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>第1号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。</p> <p>案件が第三、第四事前審査会です。第三事前審査会の山本委員長から報告をお願いいたします。</p>
山本委員	<p>案件1と案件2については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。</p>
議長	<p>続いて第四事前審査会の川澤副委員長から報告をお願いいたします。</p>
川澤委員	<p>案件3から案件5については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。</p>
議長	<p>事前審査会の報告が終わりました。</p>
委員	<p>それでは、第1号議案につきまして審議いたします。</p>
議長	<p>ご意見、ご質問がございましたら、お願いします。</p>
委員	<p>(意見、質問なし)</p>
議長	<p>ご意見、ご質問がないようでしたら、審議を終わります。</p>
委員	<p>全ての案件について、許可することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。</p>
議長	<p>(異議なし)</p>
	<p>そのように決定いたします。</p>
	<p>続きまして、第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の件を議題といたします。</p>
	<p>事務局より、議案の説明をお願いします。</p>
柏井主任	<p>今月は、4件の申請が出されております。議案書は5ページをご覧ください。</p>
	<p>案件1は、仁井田、畑、653 m²外3筆、合計4,422 m²を、残土置場に転用するため、</p>

許可日から令和3年8月31日まで賃借権を設定するという、一時転用の許可申請です。

現地案内図は、No.6をご覧ください。ピンクに塗ったところが申請地です。なお、赤線で囲んだところは、今回転用する4筆のうちの1筆の一部ですが、残土置場として使用しない部分となります。

農地の区分につきましては、農用地区域内の農地となっております。通常、農業振興地域の農用地区域内の農地については、原則転用はできないこととなっておりますが、今回の案件は一時転用であるため、農地法施行令第4条第1項第1号イの規定により、不許可の例外に該当するものと判断しております。

それでは、事業計画の内容等についてご説明いたしますので、本日お配りしております資料のうち、①と書いている資料をご覧ください。

事業計画書によりますと、賃借人の株式会社轟組は、土木建築その他建設工事全般に関する事業などを行っている法人であり、四国地方整備局土佐国道事務所が発注した南国安芸道路建設工事を受注し、香南市野市町で工事を行うこととなったため、工事に伴い発生する残土を置く場所を確保する必要が生じたとのことです。

また、申請地は、工事現場と行き来できる距離にあり、十分な広さが確保できることと、県道春野赤岡線に接しているため、搬入・搬出がしやすいことから、今回の申請地を選んだとのことです。

続いて、2枚目の土地利用計画図をご覧ください。

転用計画としましては、残土置場として5mの残土盛土を行う計画となっております。なお、周囲は隣地との境界から1mの保安距離を設けて盛土を行うとのことです。

申請地への進入経路については、北に出入口を設けて、北側の県道から進入する計画となっております。

排水については雨水のみであり、全て自然浸透することです。

次に、申請地周辺の状況について説明いたします。申請地東側は賃貸人所有の畠、西側、南側は雑種地、北側は県道を挟んで墓地となっております。申請地に隣接する農地は、賃貸人所有の農地のみであることから、悪影響を及ぼす恐れはないものと考えます。

他法令につきましては、農振法に関連して、申請地は農業振興地域内の農用地区域内にあるため、農業振興地域整備計画の達成に支障がないか、農林水産課に意見を聞いたところ、4月28日付で「転用面積は必要最小限とし、事業実施に当たっては、周辺農地等に支障がないようにすること」「期間終了に当たっては、速やかに原状に復すること」との回答がありました。

また、他法令の手続きとしまして、本件転用は 1,000 m²を超える面積を、50 cm以上盛土を行うものであります、一時的な造成であるため、土地保全条例の届出は不要であることを、代理人が都市計画課に確認済みとのことです。

その他の添付書類についてご説明いたします。

本案件は賃借権を設定するものであるため、土地の賃貸借契約書が添付されております。また、本件の賃借人は法人であるため、法人の登記事項証明書及び定款の写しが添付されております。資金証明書類については、賃借人名義の金融機関の通帳の写しが添付されており、本件転用に必要な資金を賄えることを確認しております。

地区の土木委員の意見としましては、台風や大雨の際に土砂が流れ出たり飛散しないようにしてもらいたい、とのことです。

なお、賃借人の法人については、昨年 12 月頃から香南市で許可を受けずに農地を残土置場として使用していた事例があり、違反転用の指導を受けていたようですが、その後の状況について高知県及び香南市農業委員会に確認したところ、4 月 13 日に残土が撤去され、農地に復元されていることを確認したとのことで、違反転用は解消されているとのことです。

案件 1 については以上です。

続きまして案件 2 は、長浜蒔絵台一丁目、登記地目宅地、現況畠、167.27 m²を、自己住宅に転用するため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図は、No.7 をご覧ください。ピンクに塗ったところが申請地です。

農地の種別につきましては、農振法による農用地区域の指定を受けておらず、住宅に連坦した地域内にあることから、第 3 種農地と判断しております。

それでは、事業計画の内容等について説明しますので、本日お配りしております資料のうち、②と書いてある資料をご覧ください。

資料 1 枚目の事業計画書によりますと、譲受人は現在アパートに居住しておりますが、手狭となってきたため、自己住宅の建築を考え、市街地に近く利便性に優れていることや、高台で津波災害の心配がないことから、本件申請地を選んだとのことです。

続きまして、資料 2 枚目の土地利用計画図をご覧ください。

転用計画としましては、建築面積 72.87 m²の木造 2 階建て住宅 1 棟、駐車場 3 台分、植栽スペースに転用する計画となっております。

申請地への進入経路については、申請地西側に隣接する市道から進入する計画となっております。

排水については、申請地は公共下水道が完備されている地域であり、生活排水は西側の市道に埋設されている下水管に接続して処理する計画で、雨水は西側の市道側溝

に排水する計画となっております。なお、下水管への接続については、申請をすれば接続可能であることを上下水道局に確認済であり、市道側溝への排水については、排水同意は不要であることを、道路管理課に確認済となっております。

次に、申請地周辺の状況について説明いたします。申請地東側、南側は宅地、西側は市道を挟んで宅地、北側及び北東側は譲渡人所有の畠となっております。申請地に隣接する農地は、譲渡人所有の農地のみであることから、悪影響を及ぼす恐れはないものと考えます。

他法令の手続きとしまして、申請地は平成13年2月22日に告示された高知広域都市計画蒔絵台地区計画の区域内にあり、この地区計画に基づき住宅を建築するものであるため、改めて開発許可を申請する必要はないことを、都市計画課に確認済です。

その他の添付書類について、ご説明いたします。

資金証明書類につきましては、融資見込証明書と、申請者名義の金融機関の通帳の写し、証券会社への預け入れ金額が確認できる資料が添付されており、本件転用に必要な資金を賄えることを確認しております。なお、自己資金のうち一部については支払済となっており、領収書が添付されております。

土木委員の意見につきましては、不要であることを担当区域の農地利用最適化推進委員に確認しております。

案件2については以上です。

続きまして、案件3と案件4は譲渡人と譲受人が同一の案件となっておりますが、事業計画の内容等、転用目的が異なるため、一件ずつ説明させていただきます。

案件3は、土佐山、畠、112m²を、隣接する自宅の駐車場及び資材置場に転用するため、所有権を移転する内容の申請です。

現地案内図はNo.8をご覧ください。ピンクに塗った所が案件3の申請地、薄くピンク色に塗った部分が一体利用地の譲受人の自宅です。

農地の区分につきましては、甲種、1種、3種、いずれの要件にも該当しない農地であり、農振法による農用地区域の指定も受けていない農地であるため、第2種農地と判断しております。

それでは、事業計画の内容等についてご説明いたしますので、本日お配りしております資料のうち、③と書いている資料をご覧ください。

事業計画書によりますと、譲受人は申請地東側に隣接する居宅に居住し、住宅宿泊業、不動産賃貸業を営んでおり、申請地を選んだ理由として、現在趣味の制作に使う資材を自宅に積み上げて保管しており、また運搬に使う軽トラックについても、知人の駐車場に置かせてもらっている状況であるため、保管できる資材の量や運搬の利便

性に問題があり、自宅に隣接する今回の申請地を資材置場及び駐車場として選んだとのことです。

続きまして、2枚目の土地利用計画図をご覧ください。

利用計画としましては、木材や鉄骨、レンガ等の資材を置く資材置場と運搬に使用する自家用車1台分の駐車場として利用する計画で、切土盛土は行わず、整地のみを行い、駐車場と資材置場部分のみ砂利敷きにする計画となっております。

進入路については、申請地西側の県道から既設の私道を通って進入する計画です。

排水計画については、雨水排水のみであり、全て自然浸透の計画となっております。

続きまして、周辺農地への影響につきましては、申請地周辺に農地はないため影響はないとのことです。

資金証明書類については、自己資金でまかなうとのことで、譲受人名義の残高証明書が添付されており、転用に必要な資金を賄えることを確認しております。

また、土木委員の意見につきましては、確認不要であることを担当区域の農地利用最適化推進委員に確認しております。

案件3については以上です。

続きまして、案件4は、土佐山、畠、217m²を、隣接する貸店舗の駐車場として転用するため、所有権を移転する内容の申請です。

現地案内図はNo.8をご覧ください。緑に塗った所が申請地で薄い緑で塗った所が一体利用地の貸店舗部分です。

農地の区分につきましては、甲種、1種、3種、いずれの要件にも該当しない農地であり、農振法による農用地区域の指定も受けていない農地であるため、第2種農地と判断しております。

それでは、事業計画の内容等についてご説明いたしますので、本日お配りしております資料のうち、④と書いている資料をご覧ください。

事業計画書によりますと、申請地を選んだ理由として、譲受人は、申請地北西側に隣接する貸店舗の賃貸を行っており、現在店舗に駐車場がなく、近隣の他の店舗の駐車場に駐車するなど、近隣店舗に迷惑をかけている状況であり、今回の申請地に来客用駐車場を設置することとしたとのことです。

続きまして、2枚目の土地利用計画図をご覧ください。

申請地東側に貸店舗の来客用駐車場として2台分の駐車スペースを確保し、法面部分については駐車場の安全を考慮し、現状のまま保全管理する計画です。切土盛土は行わず、整地のみを行い、駐車場部分のみ砂利敷きとする計画になっております。

進入路については、申請地西側の県道から進入する計画となっております。

	<p>排水計画については、雨水排水のみであり、全て自然浸透の計画となっております。</p> <p>続きまして、周辺農地への影響につきましては、申請地周辺に農地はないため影響はないとのことです。</p> <p>資金証明書類については、自己資金でまかなうことでのことで、譲受人名義の残高証明書が添付されており、転用に必要な資金を貯えることを確認しております。</p> <p>また、土木委員の意見につきましては、確認不要であることを担当区域の農地利用最適化推進委員に確認しております。</p> <p>以上で、第2号議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>第2号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。</p> <p>案件が第二、第三事前審査会です。第二事前審査会の久保田委員長から報告をお願いいたします。</p>
久保田委員	<p>案件1と案件2については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。</p>
議長	<p>続いて第三事前審査会の山本委員長から報告をお願いいたします。</p>
山本委員	<p>案件3と案件4については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。</p>
議長	<p>事前審査会の報告が終わりました。</p>
川澤委員	<p>それでは、審議に入ります。ご意見、ご質問がございましたらお願いします。</p>
竹内係長	<p>案件3と案件4について、土地取得費がかなり少額だが、間違いないのか。</p> <p>土佐山地域振興課からの報告になりますが、案件3の譲受人の自宅と、案件4の店舗、すなわち両案件の一体利用地の部分ですが、元々は譲渡人が所有していたもので、今回の申請地も含めて全体の売買と聞いております。譲受人は現在土佐山に居住しておらず、早く売却処分したい思いもあったことから、今回の対価になったものと思われます。また、添付されている売買契約書により、この金額で間違いないことを確認しております。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p>
委員	<p>(意見、質問なし)</p>
議長	<p>ご意見、ご質問がないようでしたら、審議を終わります</p>
	<p>案件1については、3,000m²を超える農用地区域内の農地の案件ですので、県ネットワーク機構に諮問した後、許可相当との意見を付して、申請書を県知事に送付することに。それ以外の案件については許可相当との意見を付して申請書を県知事に送付することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なし)

議長	<p>それでは、そのように決定いたします。</p> <p>続きまして、第3号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件を議題といたします。</p> <p>事務局より、議案の説明をお願いします。</p>
柏井主任	<p>今月は、27件の申請が出されております。</p> <p>内訳は、所有権移転が2件、利用権の新規設定が12件、更新設定が13件となっております。</p> <p>それでは議案書7ページに、所有権移転の総括表を掲載しておりますので、ご覧ください。</p> <p>今月は、所有権の移転をする者が1人で、延べ2人、所有権の移転を受ける者が2人で、所有権移転を行う農地は畠が4筆で3,168m²です。</p> <p>次に、議案書8ページに、利用権設定の総括表を掲載しておりますので、ご覧ください。</p> <p>まず、表の上段をご覧ください。今月は、利用権を設定する者が24人で、延べ26人、利用権の設定を受ける者が19人で、延べ26人となっております。</p> <p>土地の内訳は、田が57筆で42,047m²、畠が8筆で6,091m²、合計65筆で48,138m²です。また、設定の内訳を見ますと、新規設定が25筆で17,508m²、更新設定が40筆で30,630m²となっております。</p> <p>利用権設定の期間別の内訳及び下段の地区別の内訳については、説明を省略させていただきます。</p> <p>それでは、最初に所有権移転の案件からご説明いたします。議案書は14ページをご覧ください。</p> <p>案件16と、議案書15ページの案件17は譲渡人が同一の関連案件となりますので、まとめてご説明いたします。</p> <p>案件16は、土佐山菖蒲、登記地目田、現況畠、721m²外1筆、合計967m²を、贈与により所有権を移転するもので、議案書15ページの案件17は、土佐山菖蒲、登記地目田、現況畠、1,509m²外1筆、合計2,201m²を、売買により所有権を移転するものです。両案件とも、令和3年1月19日に譲渡人より売りたいとの申し出があり、令和3年4月14日に高知市土佐山庁舎応接室にて、農地等あっせん相談員立ち合いのもと、話がまとまったものです。</p> <p>なお、案件17の議案書に記載している金額は、売買価格を1反あたりの価格に割り戻した額となっております。</p> <p>所有権移転の案件については以上です。</p>

続きまして、利用権設定につきまして、新規設定の案件のみご説明いたします。なお、利用権設定の開始日は、全て令和3年6月1日となっております。

また、高知県農業公社に係る申請につきましては、4月1日付けで理事長が変更となっており、4月1日以降の申請受付分より新しい理事長名での申請となっております。

それでは、議案書は9ページにお戻りください。

案件4と議案書10ページにまたがります案件5、案件6については、賃借人が同一の関連案件となっておりますので、まとめてご説明いたします。

案件4は、布師田、田、277m²を、案件5は、布師田、田、1,051m²外4筆、合計5,097m²を、案件6は、布師田、田1,026m²を、いずれも10年間貸すという賃借権の新規設定です。

なお、案件5については、未相続地となっておりますが、相続人全員の同意があることを事務局にて確認しております。

続きまして、案件7と議案書11ページにまたがります案件8は、賃借人が同一の関連案件となっておりますので、まとめてご説明いたします。

案件7は、五台山、田、304m²外2筆、合計822m²を、案件8は、五台山、登記地目池沼、現況田、846m²のうち507m²外1筆、合計1,581m²を、両案件とも10年間貸すという、賃借権の新規設定です。

なお、案件8の申請地は未相続地となっておりますが、相続人の過半数の同意があることを事務局にて確認しております。

続きまして、議案書は15ページをご覧ください。

案件18は、土佐山、登記地目田、現況畠、1,264m²外1筆、合計1,598m²を15年間貸すという使用賃借権の新規設定です。

続きまして、議案書は16ページをお開きください。

案件21は、春野町西分、田、304m²外1筆、合計908m²を、10年間貸すという、賃借権の新規設定です。

続きまして案件22は、春野町芳原、田、2,438m²を、5年間貸すという、使用賃借権の新規設定です。

続きまして案件23は、春野町芳原、畠、512m²を、5年間貸すという、賃借権の新規設定です。

続きまして議案書は17ページにまたがります案件24は、春野町内ノ谷、登記地目田、現況畠、49m²外2筆、合計1,139m²を、5年間貸すという、賃借権の新規設定です。なお、賃借人は農地台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となつ

	<p>ております。</p> <p>耕作計画書によりますと、貸借人は現在、本件申請地において作業受託によりオクラを栽培しており、今回、利用権を設定して、引き続き耕作されるとのことです。</p> <p>続きまして案件 25 は、春野町東諸木、田、991 m²を、5年間貸すという、貸借権の新規設定です。なお、対象地は未相続地となっておりますが、相続持分が過半数となる方からの同意があることを確認しております。</p> <p>続きまして案件 27 は、農地中間管理機構が中間管理権を設定して農地を借り受ける案件となります。</p> <p>案件 27 は、春野町秋山、田、124 m²外 2 筆、合計 1,119 m²を、3年間貸すという、貸借権の新規設定です。貸付予定者は現地で水稻を栽培する予定です。</p> <p>以上、更新の案件も含め、計画の内容は、経営面積、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>全ての案件につきまして、本会で計画が妥当なものと決定されると、令和 3 年 6 月 1 日付けで高知市が公告し、効力が発生するものです。</p> <p>以上で、第 3 号議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>第 3 号議案の説明が終わりました。</p> <p>事前審査会の報告をお願いします。案件が第一、第三、第四事前審査会です。</p> <p>第一事前審査会の加藤委員長から報告をお願いいたします。</p> <p>案件 1 から案件 3 については、計画を妥当と認めました。</p> <p>次に、第三事前審査会の山本委員長から報告をお願いいたします。</p> <p>案件 4 から案件 18 については、計画を妥当と認めました。</p> <p>次に、第四事前審査会の川澤副委員長から報告をお願いいたします。</p> <p>案件 19 から案件 27 については、計画を妥当と認めました。</p> <p>事前審査会の報告が終わりました。直ちに審議に移ります。ご意見、ご質問がございましたら、お願ひします。</p> <p>案件 14、案件 15 と案件 27 の農業公社の理事長名が相違しているが、理事長は 2 名居るのか。</p> <p>第 3 号議案の説明の冒頭でもご説明しましたが、令和 3 年 4 月 1 日付けの人事異動により理事長が変更しております。案件 27 は人事異動前に申請を受け付けましたので旧理事長名を、案件 14、案件 15 は人事異動後に申請を受け付けましたので新理事長名を記載しております。</p> <p>案件 14 と案件 15 についてもう 1 点確認したいことがあるがよろしいか。</p> <p>議長、休会を求めます。</p>
加藤委員	
議長	
山本委員	
議長	
川澤委員	
議長	
西本委員	
竹内係長	
西本委員	
竹内係長	

議長	それでは一旦、休会といたします。
(休会)	
(再開)	
議長	それでは再開します。
委員	他にご意見、ご質問はありませんか。
議長	(意見、質問なし)
議長	ご意見、ご質問がないようでしたら審議を終わります。
	全ての案件につきまして、計画を妥当なものと決定することに、ご異議ありませんか。
西本委員	案件 14 と案件 15 については、採決を辞退させていただく。その他の案件については計画を妥当と認めることに異議はない。
議長	案件 14 と案件 15 については、賛成者多数のため、それ以外の案件については全員が異議なしとのことですので、計画を妥当なものと決定いたします。
	続いて、議案外の報告を事務局より一括してお願いします。
柏井主任	議案外の案件についてまとめてご報告いたします。
	①農地法第 3 条の 3 の規定による農地取得届出の件についてご報告いたします。議案書は 19 ページをご覧ください。
	今月は全体で 5 件の届出が出されており、地区の内訳は、朝倉が 1 件、議案書 20 ページに跨りまして潮江が 1 件、議案書 21 ページに跨りまして五台山が 1 件、介良が 1 件、大津が 1 件となっております。
	全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員にご確認いただき、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。
	続きまして、②農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出の件についてご報告いたします。議案書は 23 ページをご覧ください。
	今月は、全体で 5 件の届出が出されており、地区の内訳は、初月が 1 件、鴨田が 1 件、潮江が 1 件、五台山が 1 件、大津が 1 件となっております。
	全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。
	続きまして、③農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の件についてご報告いたします。議案書は、25 ページをご覧ください。
	今月は、全体で 14 件の届出が出されており、地区の内訳は、朝倉が 1 件、議案書 26 ページに跨りまして旭が 3 件、初月が 1 件、秦が 1 件、議案書 27 ページに跨りまして鴨田が 3 件、潮江が 1 件、中央が 1 件、議案書は 27 ページから 29 ページに跨り

	<p>まして長浜が3件となっております。</p> <p>全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。</p> <p>続きまして、④農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件についてご報告いたします。議案書は31ページをご覧ください。</p> <p>今月は全体で2件の通知が出られており、地区の内訳は、長浜が1件、春野が1件となっております。</p> <p>全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員に合意解約に相違ないことをご確認いただき、通知を受理しております。</p> <p>続きまして、⑤非農地証明願の件についてご報告いたします。議案書は33ページをご覧ください。</p> <p>今月は全体で12件の非農地証明願が出されており、地区の内訳は、朝倉が1件、旭が2件、鴨田が1件、潮江が1件、議案書は34ページに移りまして三里が1件、高須が1件、土佐山が1件、議案書は35ページに跨りまして春野が4件となっております。</p> <p>全ての案件について、農業委員と担当区域の農地利用最適化推進委員と事務局にて現地確認を実施し、いずれも非農地証明書の交付条件を満たしているため、農地総会での審議は不要と判断されましたので、事務局長専決処理により、非農地証明書を交付しております。</p> <p>以上で議案外報告を終わります。</p>
議長 委員 議長	<p>議案外の報告に関しまして、ご意見やご質問がございましたら、お願いします。 (意見、質問なし)</p> <p>ご意見やご質問がないようですので、議案外の報告を終わります。</p> <p>続きまして、事務局からの連絡がありましたら、お願いいいたします。</p>
事務局連絡	<p>(「令和3年度今後のスケジュール(予定)」を説明) (「転用許可申請等の結果について(報告)」を説明)</p>
次回農地総会 議長	次回の農地総会は令和3年6月7日(月)を予定しております。
閉会 議長	<p>以上で第47回農地総会を終了いたしました。ありがとうございました。 (午後3時45分閉会)</p>

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

令和 3 年 7 月 28 日

議長 上田 博

議事録署名委員 竹内 佐代

議事録署名委員 大崎 亮寿

議事録作成者 谷川 大志